

# 事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第83号  
2010年8月25日  
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所  
（株）布川計算センター  
編集責任者 高橋毅志・鈴木 勉

## 住宅取得等資金の贈与の非課税措置の拡大について

第1課 久古輝昭

平成22年度税制改正にて、20歳以上の者が直系尊属（親等）から住宅取得等資金に充てるための贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡大されました。

### 【住宅取得等資金の贈与の非課税措置】

非課税枠	贈与を受けた人の所得金額の制限	
改正前(平成22年12月31日まで)	500万円	制限なし
平成22年中の贈与※	1,500万円	合計所得金額が2,000万円以下
平成23年中の贈与	1,000万円	〃

※平成22年中の贈与に限り、所得制限のない改正前の制度との選択適用が可能です。

○非課税措置を受ける「贈与を受けた人」の要件は次の通りです。

- ①贈与を受けた時に日本国内に住所を有している
- ②贈与を受けた時に贈与者の直系卑属である
- ③贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である
- ④贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下である
- ⑤贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築、若しくは取得、または増築をする
- ⑥贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住する、または同日後遅滞なく(贈与を受けた年の翌年12月31日が最終期限です)、その家屋に居住することが確実であると見込まれる

○非課税措置を受けるには「期限内申告」が必要です。

贈与税の申告期間は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。

○非課税措置は「他の控除との併用」が可能です。

贈与税の暦年課税の基礎控除110万円、相続時精算課税の特別控除2,500万円の適用を受けることができます。

尚、住宅取得等資金の非課税措置の金額については、相続においても非課税財産となりますので、上記のいずれの方法をとっても、また、相続開始前3年以内に贈与があった場合でも、相続税の計算に加算されません。

具体的なご相談等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

## 次期経営計画の策定を実施しました

第3課 高橋毅志



今回ご参加頂きましたのは、有限会社リューズの代表取締役である木村光男さん、取締役の木村悦子さん、木村進一さんです。同社は、つくば市上の室で「寿し龍」の店名で、すし店業を営んでおられます。

内容は、前期実績の分析から当期の課題を検討し、売上高、限界利益率、固定費を予測、目標利益を策定しました。そして、月次損益計算書と予算損益計算書を対比しながら今後の会社経営の参考資料とします。

### 【社長さんからのコメント】

今回も、次期経営計画の目標をしっかりと決めて

(写真左から:木村光男さん、木村悦子さん、高橋、木村進一さん) 頂き、手を入れる所が明確になりました。今後も、調理内容も更に充実させ、リピーターが増える店作りに励んでいきたいと思っております。

### 【担当者から一言】

毎年、次期経営計画には積極的に参加して頂き、目標を掲げて、着実に達成しています。これからも、会社経営のお手伝いが出来ればと思っています。

### 職員紹介 ②4

氏名:飯村富司男 入所年月日:昭和54年4月 所属課:第1課



大学を卒業して、当事務所に入所してから30年の歳月が過ぎました。仕事を通じて、関与先の皆様から仕事や人生にとって大事なことを教えて頂きました。私にとって、かけがえのない財産になっています。これまでの多くの経験を生かして、関与先の皆様のお役に立てればと思っています。

私は、巡回監査、決算業務の他に、建設業者が官公庁に提出する建設業許可、経営審査の書類作成及び審査立会いを行っています。経営審査の評点アップ等についてご質問のある方はお気軽にお尋ね下さい。

今後も宜しくお願い致します。

### 【上司の一言】

一見、..の親分の風貌ですが、気性は優しく、さっぱりした性格です。交友関係も幅広く、関与先の皆様から年齢を超えて慕われています。

勤務年数も永くなっていますが、経験にあぐらをかくことのないように、と思っています。

(第1課課長 殿岡勝夫)

### — 関与先の皆様へ —

当事務所顧問・布川弁護士の法律相談を当事務所にて承ります。日程等につきましては、当事務所ホームページ「かわらばん ぬのかわ」をご覧ください。→ HP:<http://www.nunokawa.co.jp/>

\*   でもHPへアクセスできます！

### 編集後記

前号で掲載しました平成22年度税制改正のうち、住宅取得等資金の贈与の非課税措置について詳しく掲載させて頂きました。分かりやすい文章を心掛けておりますが、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

(高橋毅志)